

「電子申請」に係る Q&A

Q 1. 資本金が1億円を超えない法人については、電子申請はできませんか？

A 1. できます。当組合では義務化対象とならない事業所からの電子申請も受け付けます。
なお、電子申請をご利用する場合、事前にご連絡をください。

Q 2. 電子申請の対象となる届出は何ですか？また、それ以外はいつから対象となりますか？

A 2. 令和2年11月から電子申請対象となる申請は以下の5種となります。

被保険者資格取得届	被保険者資格喪失届
被保険者報酬月額算定基礎届	被保険者報酬月額変更届
被保険者賞与支払届	

上記5種以外の申請については、システムの受け入れ準備等が出来次第順次追加いたします。
その際は改めてご案内いたします。

《今後追加予定とする届書》

育児休業等終了時報酬月額変更届	産前産後休業終了時報酬月額変更届
被扶養者異動届	育児休業等取得者申出書（新規・延長）/終了届
産前産後休業取得者申出書/変更（終了）届	介護保険適用除外等該当・非該当届
新規適用届	任意適用申請書
任意適用取消申請書	一括適用承認申請書

Q 3. 届出の際に必要な添付書類はありますか？また、この添付書類はどのような形式で添付しますか？

A 3. 当初、電子申請対象となる5種の届出のうち、添付書類が発生するものは今までと同様、再雇
用者の同日得喪の際に「就業規則や退職辞令の写し等の退職したことがわかる書類及び継続
して再雇用されたことがわかる雇用契約書」または「事業主の証明」が必要となります。
また、この添付書類は電子文書のPDF形式で添付してください。

Q 4. 日本年金機構から提供される「届書作成プログラム」から直接、電子申請できますか？

A 4. 健保組合へは「届書作成プログラム」から直接申請することはできません。
現在ご利用いただいている民間事業者等が提供する「人事・給与システム等」からマイナ
ポータルと連携するツール等（以下、「申請API」という。）を利用し電子申請します。
詳しくはご利用の「人事・給与システム等」の提供事業者へお問合せください。

Q 5. eGov（電子政府窓口）を利用した健康保険組合への電子申請はできますか？

A 5. できません。健康保険組合へは、マイナポータルを利用した電子申請となります。
なお、「別添 1 健保組合への電子申請環境の仕組み」でご案内してますとおり、マイナポータルへ直接ログインして電子申請することはなく、「人事・給与システム等」を開発する民間事業者が提供する申請 API を利用した電子申請となります。

Q 6. 「人事・給与システム等」を自社開発しています。こちらのシステム改修は必要ですか？

A 6. 必要です。内閣府ホームページより申請 API の仕様書が取得できます。これを用いて自社の「人事・給与システム等」の改修をお願いします。

Q 7. 民間事業者が提供する「人事・給与システム等」の申請 API が間に合わない。又は自社開発の「人事・給与システム等」の改修が間に合いません。どうすればよろしいですか？

A 7. 義務化対象となる特定の事業所においては、システム対応等が間に合わない場合には、健保組合へ必ず事前にご連絡をください。この際、いつから対応できるか等のご確認をさせていただきます。
※上記システム改修等が間に合わない場合以外の理由により電子申請ができない場合についても、必ず事前にご連絡をください。

Q 8. G ビズ ID を利用するには、スマートフォンか携帯電話が必要とありますが、職場での事務室内への持ち込みが制限されています。このような場合、どうすればよろしいですか？

A 8. G ビズ ID をご利用にあたっては、2 段階認証時にスマホアプリか SMS によるワンタイムパスワードが必要となります。
事務所内専用のスマートフォンまたは携帯電話をご用意いただくか、電子証明書による対応をお願いいたします。

Q 9. 事業主に代わり事務担当者から電子申請できますか？

A 9. はい、できます。この場合の G ビズ ID の取得については、以下になります。

【事業主】

事業主は gBiz プライムのアカウントを取得し、その後、事務担当者用 gBiz メンバーアカウントを事務担当者ごとに払い出します。

【事務担当者】

事務担当者はこの gBiz メンバーアカウントを利用して電子申請します。

なお、事務担当者が複数人いる場合、事務担当者ごとに gBiz メンバーアカウントの払い出しが必要となります。

また、事務担当者が電子申請する場合、初回 1 回目は必ず「電子申請に係る事業主の代理人選任届」の電子文書（PDF）を添付してください。2 回目以降の電子申請時は不要です。

※人事異動等により事務担当者に変更となった場合も同様の取り扱いとなります。

Q10. 社会保険事務を社会保険労務士に委託しています。社会保険労務士からの電子申請はできますか？

A10. はい、できます。この場合の G ビズ ID の取得については以下になります。

【法人の社会保険労務士事務所の場合】

社会保険労務士事務所の代表者が gBiz プライムのアカウントを取得し、このプライムアカウントが社員用の gBiz メンバーのアカウントを発行します。

社員（事業者担当者）はこのメンバーアカウントを利用して電子申請します。

【個人の社会保険労務士の場合】

個人で gBiz プライムのアカウントを取得し、これを利用して電子申請します。

また、委託先の社会保険労務士から電子申請する場合、初回 1 回目は必ず「委託契約書の写し」又は当組合所定の「社会保険事務委託証明書」の電子文書（PDF）を添付するようお願いいたします。

Q11. 電子申請した届出に対し、決定通知書は発行されますか？

A11. はい、されます。決定通知書はマイナポータルを利用して電子文書（PDF）で送信いたします。なお、何らかの理由により、返戻や不受理などが発生する場合もあることから電子申請した届出の申請状況（受理状況）については、申請後、必ず確認するようお願いいたします。

Q12. いつまでに申請をすれば、当月の保険料反映に間に合いますか？

A12. 当組合の保険料反映の月次締日は翌月の 5 日（土日・祝日の場合は前日の営業日）までに受け付けた届出を当月の保険料算出へ反映されますが、「電子申請」で申請された届出については、この締日の前日（土日・祝日の場合は前日の営業日）までに申請された届出を対象とします。

例>8 月分の保険料算出は 9 月 4 日（金）までに届出があったものを対象としますが、

「電子申請」で申請された届出は 9 月 3 日（木）までに届出があったものが対象となります。

以上